

施行日：2005年5月22日

改正日：2013年8月4日

ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟規約

「第1章 総則」

(名称)

第1条 本会は、「ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟」と称する（以下「本連盟」と呼ぶ）。

「第2章 目的」

(目的)

第2条 真の地方分権確立のため、二元代表制における地方議会及び地方議員の活性化を目指し、ローカル・マニフェストへの理解並びに実践・研究活動を推進することを目的とする。

「第3章 会員」

(種別)

第3条 本連盟の会員は、次の三種とする。

- (1) 正会員 本連盟の目的に賛同して入会した現職の都道府県ならびに市区町村議会議員とし、総会、および運営委員会での一議決権を有する
- (2) 賛助会員 本連盟の目的に賛同して入会した者とし、総会、および運営委員会での議決権を有しない
- (3) 賛同会員 本連盟の目的に賛同し入会した者とし、本連盟等からの情報を得ることができるが、総会、および運営委員会へ出席することはできない

(入会)

第4条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会方法により、申し込むものとする。

(会費)

第5条 会員の年会費は、正会員：年額5,000円、賛助会員：年額3,000円、賛同会員：年額0円とする

第5条2 会員から退会および変更の届出が無い場合、前年と同額の年会費を自動更新するものとする。

(会員の資格の喪失)

第6条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 除名されたとき

(退会)

第7条 会員は、別に定める退会届を共同代表に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、運営委員会の議決を経て、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令又は本連盟の規約に違反したとき。

(2) 本連盟の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第8条2 会費を2年にわたって納めない正会員、賛助会員は、原則として会員資格を失う。

(抛出金品の不返還)

第9条 既に納入した年会費などは、返還しない。

「第4章 役員」

(種類及び定数)

第10条 本連盟には、次の役員を置く。

(1) 共同代表 3名

(2) 運営委員 若干名

(3) 監事1名または2名

(選任)

第11条 共同代表及び監事は、運営委員会が推薦し、総会において選出する。

2. 運営委員は、共同代表が委嘱する。ただし、本連盟の発足時は、事前に入会希望者より運営委員を公募し、本連盟の運営に関する事項を協議した。

(職務)

第12条 共同代表は、本連盟を代表し、その業務を総理する。

2. 運営委員は、運営委員会を構成し、本連盟の会務を執行する。

3. 監事は、本連盟の会計並びに会務の執行について監査を行なう。

(任期)

第13条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

「第5章 相談役など」

(相談役など)

第14条 本連盟には、相談役及び支部長を必要に応じて置くことができる。

「第6章 機関」

(種別)

第15条 本連盟に次の機関を置く。

(1) 総会

(2) 運営委員会

(3) 事務局

(総会)

第 16 条 総会は、共同代表がこれを招集し、本連盟の事業等の事項につき報告を行うとともに、

本規約に定められた事項につき審議を行なう。

2. 総会は、委任状を含め会員の過半数を以って成立するものとし、議決に際しては委任状を含め会員の三分の二を以って成立するものとする。

(運営委員会)

第 17 条 運営委員会は、必要に応じて共同代表が召集し、本連盟の運営に関する事項を決定する。

2. 運営委員会は共同代表、運営委員をもって構成する。

3. 運営委員会は委任状を含め、運営委員の過半数を以って成立するものとし、議決に際しては、委任状を含め、運営委員の三分の二を以って成立するものとする。

(事務局)

第 18 条 事務局は、本連盟の事務を執行する。

2. 事務局には、事務局長を置く。事務局長の任免は、共同代表が行なう。

3. 事務局の組織及び運営に関する必要事項は運営委員会の議決を経て、共同代表がこれを定める。

(各種委員会)

第 19 条 本連盟には、必要に応じて、各種分科会を置くことができる。

「第 7 章 会計」

(会計)

第 20 条 本連盟の経費は、会員の年会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第 21 条 本連盟の会計年度は 7 月 1 日に始まり 6 月 30 日に終る。

「第 8 章 規約の変更」

(規約の変更)

第 22 条 本規約の変更は、運営委員会で議決した後、総会の議決を経て、これを行なう。

「第 9 章 その他」

(施行細則)

第 23 条 本規約の施行についての細則は、運営委員会において定める。

付則

1. 本規約は、本連盟の発足時より施行する。

2. 事務局は、東京都中央区日本橋 1-7-12 国土施設ビル 3 階に置く。

3. 入会方法 正会員、賛助会員として入会を希望する者は、会費を添えて本連盟へ申し込まなくてはならない。申し込み後、共同代表が承認した日付を持って会員資格を得るものとする。賛同会員は申し込みを行い、共同代表が承認した日付を持って会員資格を得るものとする。